

令和3年度（第7回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和3年10月11日（月）

第7回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和3年10月11日(月) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

議案第43号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第44号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第45号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

出席委員

1番 尾鷲壽夫	2番 小山喜行	3番 坂本渡	4番 芝崎憲年
6番 谷本昌平	7番 角是明	8番 中筋雄四郎	9番 中村省一
10番 西謙讓	11番 東地寧司	13番 増本昌弘	16番 地當久男
17番 杉本百生	19番 堤和之	20番 深美剛一	21番 山崎啓司
22番 山田定男			

欠席委員

5番 柴田明夫 14番 山下敏文 15番 宇井良子

出席職員

事務局2名 濱地、岡内

議長

(西会長 挨拶)

はい、時間になりました。まだ1名ほど見えられておりませんが時間も来ましたので始めたいと思います。

皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところ、定例会にご出席いただき誠にありがとうございます。今日は、まず訃報から皆様にお伝えいたします。〇〇地区を担当していただいていた〇〇委員さんが亡くなりました。それでご遺族の方から事務局に連絡をいただけなかったという事で、以前から〇〇委員さんは体調を崩されておってですね、定例会も休みがちになっておりました。亡くなられた時に連絡がなかったという事で弔電のほうも用意することが出来ませんでした。その後も事務局から何度も連絡をしたんですが、なかなか連絡がつかなくてですね、先日ようやく連絡が取れましてご挨拶に行ってきたということです。私はちょっとその約束をした日に都合がつかなくて副会長と事務局2名と三人で行っていただきました。亡くなられてから何も言葉もかけられていなかったんで、胸に引っかかるものがずっとありました。やっと連絡がついて挨拶に行ったということで少しほっとしている所であります。皆さんも他人事と思わずに、明日は我が身とは言いませんけれど、我々も一部の方を除いて高齢の方が多いので本当に健康には十分気を付けていただきたいと思います。そして、今年の稲刈りの作業の間にも私の周りだけで5人ほど熱中症にかかりました。2週間も病院に入院したりですね、1人の方はまだ体調が戻っていないと、また1人の方は救急車で運ばれて病院で点滴を打って帰って来た方も居られました。そういう風に熱中症で倒れた方もおられますので、皆さんも十分に自分の体をご自愛しながら過ごしていただきたいなど、もう若くありませんのでね、定期的に休みを取りながら仕事をさせていただきたいなと思います。

それでは、只今から令和3年度第7回の串本町農業委員会の定例会を開催いたします。

本日、欠席届の出ている方は、14番 山下委員、15番 宇井委員の2名、そして柴田委員がまだ出席しておりませんがこのまま始めて行きたいと思います。

それから署名委員には、6番 谷本委員、7番 角委員、お二方を指名いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日の審議していただく案件は7件、それから報告事項が1件あります。どうかよろしく願いします。

それでは、議案審議の方に入りたいと思います。

	<p>議案第43号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について（別紙資料添付）を議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（議案書に従い説明）</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくお願いたします。</p>
堤委員	<p>はい、19番 堤です。</p>
議長	<p>はい、19番 堤委員。</p>
堤委員	<p>（現地調査報告）</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
小山委員	<p>はい、2番 小山です。</p>
議長	<p>はい、2番 小山委員。</p>
小山委員	<p>今回この利用権の設定については別に何も無いんですけど、前の時にこの〇〇〇〇さんが自分で耕作するって言って農地を増やした経過があるのに、もう別の所を貸すっていうこれは構わないんでしょうか。</p>
議長	<p>確かにそうですね。</p>
小山委員	<p>今回これだけを見たのであれば別に何も問題ないと思いますけれど、過去に〇〇〇〇に行く所の農地を取得した経緯もあるし、どうかなと思いましたので。</p>
議長	<p>皆さん、どうでしょうか。</p>
堤委員	<p>19番、堤です。</p>

議長	はい、19番 堤委員。
堤委員	現地調査に行った時にその〇〇さんが現場にいらっしゃいまして、あちこち借りたりして他の事業というとおかしいですが、栽培されております。この農地は2段になっていまして、上は自分でやっているんですがこの下の段は古木であまり収穫が無いらしいです。それで今回、知り合いの〇〇さんに、少しは収穫できるし頑張ってみたらどうですかという感じで貸すような話になったらしいです。古いキンカンの木なのであまり収穫は見込めないかも知れないけれど、自分でやってみたらどうかという事で今回この利用権の申請を出したということです。
議長	そういう経緯という事ですけれど、他に何かご意見はございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無ければお諮りをいたします。 議案第43号、原案通り承認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第43号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第44号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。
芝崎委員	はい、4番 芝崎です。
議長	はい、4番 芝崎員。
芝崎委員	(現地調査報告)

議長	<p>はい、ありがとうございました。それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第44号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第44号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第45号 農地法第3条の規定による買受適格証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告の方をよろしくお願いたします。</p>
中村委員	<p>はい、9番 中村です。</p>
議長	<p>はい、9番 中村委員。</p>
中村委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>これに関連した案件として、今の調査報告にもありましたが、前回は〇〇の方から証明願が出ていました。その時にこの場で条件的にと言いますか、この農地をやっていくのは環境的には無理じゃないかという事で証明を出せなかったという経過があります。今回はこの〇〇地区、〇〇〇ということでだいぶ距離は近くなりましたが、町外ということですのでそういう点も考慮に入れていただきたいと思います。それでは何かご意見、質疑のある方はございませんか。</p>

議長	はい、2番 小山委員。
小山委員	この前の時にここは蜜柑かポンカンか何か果樹を植えていたと思うんですけれど。
議長	植えていますね。
中村委員	ポンカンを植えているのは隣の畑でこの土地には今は何も植えられていません。
議長	植えてなかったですか。
中村委員	この両方の土地には何も植えられておりません。
議長	前回と違う所ですか。
中村委員	同じ場所です。隣の畑をやっている方が、競売にかかるという事で移植されたという事です。
議長	この前見に行った時には植えられていたように思いますが。
中村委員	あれは隣の畑ですね。
小山委員	車で通った時に見たら果樹があったんでそこだと思っていました。
議長	他に質疑のある方はございませんか。
小山委員	このナッツというのは、植えたら水をやりに来るとかそういうのはしなくて良いのですか。種類等は分かりますか。
事務局	種類については記載されておられません。
中村委員	実際に植えた時には水やり等の手入れをしないと植え付きが悪いと思いますけどね。

小山委員	1回植えたらそのまま置いておけるものではないと思うけれどね。
議長	地元の方がこの農地を引き取ってくれたら一番良いかと、理想的ですけど。地元の方もこの入札への参加について相談に来ているようです。
中村委員	隣で作っている方にも購入についてどうですかという話があったそうですが、本人は断ったように聞いています。
事務局	その件についてですが、断った本人さんから後で相談がありまして、やはり入札に参加したいという事で申請を希望されています。
議長	中村委員、そういう経過になっているようです。それでは本件についてですが、問題点はというとやはりちょっと距離が離れているという事で、本人にやる気はあってでもですね、今後の農業委員会においてこういった申請を認めて行くかどうかという部分もあると思います。どうでしょうか皆さん、なかなかこういうのは難しいように思いますが、何かご意見はございませんか。
芝崎委員	はい。
議長	はい、4番 芝崎委員。
芝崎委員	今、事務局からの話で他に希望者があるというので、それは来月に申請が出てくるということですか。
事務局	その予定になっています。
芝崎委員	裁判所の締め切り期限には間に合うんですか。
事務局	入札日は11月16日で決定していますので、今月の20日までに書類を提出していただければ来月11月10日の定例会で審議されますので、そこで承認されれば間に合います。
芝崎委員	分かりました。それから会長からちょっと遠方であるといった話をされていましたが、以前にも〇〇か〇〇〇あたりの方が〇〇〇の〇〇〇〇〇農地へ3段か4段のまとまった農地があって、そこへ耕作するという事でこ

	<p>の農業委員会で議論したことがあったと思います。梅を植えて水やりとかそういう作業をどうするのかといった協議もあったけれど、最終的には承認されたという事があったと思います。会長は、そこら辺りは覚えてないですか。畑全体を作るには敷地内に岩山もあるし、全部に梅を植えるのは無理だとかそういう話し合いをしたことがあったと思いますけれど。</p>
議長	<p>前の会長の時の話ですかね。ちょっとはっきりとした記憶は無いんですがね。</p>
芝崎委員	<p>植え付けして水やりをするにしても地元からタンクに水を汲んで来て、苗木も10本程度だろうから毎日来て水やりする必要も無いし、そういう部分では十分可能かなと思います。</p>
議長	<p>はい、中村委員。</p>
中村委員	<p>芝崎委員が言われたのは〇〇〇の話ですよ。あそこは買い取って梅をしていたけれど収穫とかまでは行かずに今は耕作放棄地に近いような格好になっています。</p>
議長	<p>やはりそういう申し出というか申請はあったという事ですね。</p>
芝崎委員	<p>梅の木は今も植えてあるんですか。</p>
中村委員	<p>5本か6本くらいはありますが、現状の畑は岩まで出してしまっ土が無い状態になってしまっており、岩盤の中に植えないといけないような状態になっています。梅を植える作業はしていましたけれど、もうこの2、3年は姿を見ていないですね。</p>
小山委員	<p>〇〇〇の人で住民票は〇〇に置いてあるけど、実際には〇〇に住んでおって〇〇〇で果樹をされている方はいましたよね。</p>
議長	<p>〇〇君のことですね。その方のことですか。</p>
芝崎委員	<p>いや、確か〇〇か〇〇〇の人やったと記憶にあるんですがね。前の委員さんが、自分の所もポンカンを作っているし梅と蜜柑やと消毒の時期も違うし、風向きによって果樹園のほうへ梅の消毒の液が飛んで来るんじゃない</p>

	<p>いかとか、そういう心配をされておったけれど収穫の時期も違うし大丈夫じゃないだろうとかそういう話やったと思います。会長も委員でおったと思うんですけど。</p>
議長	<p>〇〇会長の時の話ですね。それで記憶に無いのかも知れません。</p>
芝崎委員	<p>まあ、いずれにしても〇〇くらいの距離であれば実際にこっちで農業をしたいという事であればね、距離的に1時間ちょっとで来るしね、意欲があってやるのであれば問題ないと思います。</p>
議長	<p>はい、他に意見はないでしょうか。この件について承認することに対してですが、どうでしょうか。</p>
谷本委員	<p>谷本です。</p>
議長	<p>はい、6番 谷本委員。</p>
谷本委員	<p>このナッツ類っていう風になっていますが、例えば椎の木を植えてもナッツ類になるじゃないですか。深い意味で言うとそういう事をされてそのまま放ったらかしにされるという事も考えられるじゃないですか。それで、競争入札なら単に畑だけ欲しいという人で、そこにナッツ類というこの曖昧な物だけ植えるという、10株程度という内容なので普通に考えると単純にこれは何っていう感じになるんですけど、こういうので結局これは畑ですって言うのはOKなのかなと、ふと疑問には思いますね。蜜柑とか柿とか、色んな物を植えるのなら耕作と言えると思いますが、ナッツとなるとただ山っていう感じに思えるんですけど。</p>
中村委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、中村委員。</p>
中村委員	<p>その説明になるんですが、隣の〇〇〇の〇、〇〇〇、〇〇〇-〇とここも畑になるんですけどもう何十年も山みたいな荒地になっています。この辺りで耕作しているのは1箇所だけです。</p>
議長	<p>今、事務局から資料をいただいたんですが、この本人が競売に参加しよ</p>

	<p>うする事由の詳細ということで、理由をより具体的に書かれていますので、ちょっとそれを読みます。</p> <p>現在、この方は〇〇〇〇の所有樹園地にナッツ類のテスト栽培を始めています。南国系のナッツ等を栽培するにあたって、より温暖な地域の農地が競売に出ているため購入を検討しました、との事になっています。</p> <p>このように書き加えられています。向こうでは試験的にナッツを植えているということでしょうね。それで申本はちょっと温いからそこで植えてみよう、競売に出たから買おうかと。まあそういう理由付けになっています。</p>
議長	<p>なかなかこれも疑いだしたら色んな疑問が出てくるし、頭から信用してしまうのもちょっと難しいように感じますね。</p>
東地委員	<p>これは、結局入札するための書類の一つになってくる訳でしょう。例えば今の所有者が2条で出してきたという事にはならないのか。仮に担保に入っている所有者の同意があれば、そういう形にはできないのか。農地じゃなければ誰でも参加できるし、好きにしてくれたらいいと思うんやけどなあ。</p>
議長	<p>はい、皆さんどうですか。</p>
小山委員	<p>これは、でもアカンとも言えないしね。</p>
東地委員	<p>今度はどうやって申請したら良いんかってなるやろうな。</p>
中村委員	<p>来るのに片道で一時間はかかるけれどね。</p>
議長	<p>ちよっところ否定的な考えを示す理由としては、やはりちよっところ遠いという点があると思います。</p>
小山委員	<p>管理が出来ないんじゃないかという事でね。</p>
議長	<p>そうですね。本人はやるという意思表示をしていますんで、そんな事ないだろうとは言えませんのでね。その部分の判断になりますかね。この内容で認められたのであれば、次回から同じような申請も認めて行かなければならなくなるかと思っていますので。〇〇とか〇〇とかから通ってナッツ</p>

	<p>や何やらを作るという計画の申請をね。</p>
東地委員	<p>距離も一つの理由になるやろうけど、結局は荒らして行くばかりになると、そういう変な業者とかが入って来るんじゃないかなというように思うんやけどね。企業なりが一括して買い占めてしまって事業地にされるようなね。</p>
議長	<p>きちっとした手順を踏んでいけば何をしよう構わないですが、遠隔地でというところがちょっと引っ掛かるだけで、これぐらいの距離なら車で来たなら行けるから良いんじゃないかという、そういう考えもあるかと思いますし、それであればまた次からも案件は出てくるでしょうし。</p>
東地委員	<p>まあ、おそらく出てくるやろうね。</p>
芝崎委員	<p>本人は、申請を持って役場へ来たんですか。</p>
事務局	<p>いえ、郵送で受け付けました。</p>
議長	<p>皆さん、どうですか。ご意見はございませんか。</p>
芝崎委員	<p>今回は、この〇〇さんだけですけれど、次回にまた競争相手の申請が出てきて、それがあから落とすという事ではないですよ。</p>
議長	<p>そういう事ではないですね。入札ですから。</p>
芝崎委員	<p>温暖な所やけれど、ああいう風がまともに当たる、潮風が来ている所なんで、本人は実際に現場を見ているのかどうか、そう思う所もあるんですけど。かなり生け垣で囲わないと。</p>
議長	<p>農地で利用するのであればどういった形でもとは思いますが、はい、角委員さん。</p>
角委員	<p>もしこの人が買ったとして、その後何か別の事をやるとなったらここにまた地目変更とか5条申請とかが上がって来る訳ですか。その手続きをしないとイケないですよ。その時に、これと違った方法で何か建物を建てたりとか、そういう事になったのであれば色々と指示して却下するなり</p>

	<p>出来ると思うけれど。ここは他の目的で、農地以外で使うとなると、例えば国立公園の関係とかはどうなっているのでしょうか。場所的に〇〇〇の近くだったらかかるんじゃないのかな。</p>
議長	<p>〇〇〇なんか隣にありますね。</p>
角委員	<p>その〇〇〇よりもっと〇〇〇に近い所なんでね。</p>
中村委員	<p>建物の高さに規定があって、高い建物はダメだと思います。</p>
角委員	<p>もし他の用途に使うにしても、使い道が制限されるというか、難しいんじゃないですかね。</p>
議長	<p>制約について今確認するのはちょっと難しいかな。</p>
事務局	<p>そうですね。今回の内容では、農地を農地として利用するとなっていますので確認していません。</p>
議長	<p>これについては、今ここで通してその後で次の申請が来た時にやっぱり駄目ですという事には出来ませんのでね。</p>
議長	<p>皆さん、どうでしょう。これはもう採決で決定しようと思います。このまま進めても同じような議論になりますので。それでは農業委員の皆さんの採決という事で、13番の増本委員までですね。推進委員さんはちょっと申し訳ないですけど、本議案について色々と意見が出ましたけれど、皆さんには個人の考えで判断していただいてですね、承認して良いのか、ちょっと距離が遠いので無理じゃないのかというこの二つで採決をしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>それでは、まず承認しても良いという方は、挙手をお願いします。</p> <p>(承認 8人、非承認 3人)</p>
議長	<p>それでは、承認多数ということでよろしいでしょうか。多数決ということで、今後は〇〇・〇〇管内で申請が来た時にはここで認められたという事で皆さん覚えておいてください。</p>

議長	<p>それでは議案第45号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案に従い説明)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくお願ひいたします。</p>
増本委員	はい、13番 増本です。
議長	はい、13番 増本委員。
増本委員	(現地調査報告)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第46号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第46号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続いて議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告の方をよろしくお願ひいたします。</p>

中筋委員	はい、8番 中筋です。
議長	はい、8番 中筋委員。
中筋委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。
	(なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第47号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第47号は原案通り承認可決されました。 続いて議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告の方をよろしくお願ひいたします。
深美委員	はい、20番 深美です。
議長	はい、20番 深美委員。
深美委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。

議長	<p>(なしの声)</p> <p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第48号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議無しの声)</p> <p>異議無しの声多数でございます。よって議案第48号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続いて議案第49号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。これについては、尾鷲委員が当事者となっておりますので、申し訳ないですが退席をお願いいたします。</p> <p>(尾鷲委員 退席)</p>
議長	<p>それでは続けます。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告の方をよろしくをお願いいたします。</p>
杉本委員	<p>はい、17番 杉本です。</p>
議長	<p>はい、17番 杉本委員。</p>
杉本委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p>
議長	<p>事務局、これは一番最初に申請が出てきた時にこの利用期限というのは無かったのか。</p>

事務局	一時転用で期間は1年間となっていました。
議長	議案書に記載が無かったように思うが、それが2回目の時に3月31日までとなっているのは何故なのかなど。当時の平成30年に許可された時の議案書には期限が無かったと思うんやけどね。まあ、1年間の申請だったという事で、大したことではないんですけども。それから最初の申請では現場事務所と資材置場で、さっきの現地調査報告にもありましたが今は道路になっているという事です。これは最初の計画には無かったんですが、その辺りの流れについてどうなっていますか。
事務局	本来は、期限の切れる3月31日までに延長の申請を提出していただく必要がありました。その時点では現場事務所等の利用でしたが、その後に話が進み、造成した駐車場への進入路として使用したいという事になっています。今回は工事期限の延長となっていますが、次回までに再度進入路への計画変更申請を提出していただくよう話をしている所です。
議長	事後承認みたいな話という事ですね。〇〇〇〇のような一流企業ならそういう手続きはきちんとしていると思うんですがね。
杉本委員	今回の延長でも期限は10月31日までという事でもうあまり日にちがありませんが、最終的には転用申請を出してもらわないといけないという事ですか。
事務局	事業者とその件で話をしているところですが、次回の定例会にかけるとしても開催日が11月10日の予定ですので、10月31日の期限に間に合いません。
杉本委員	事後申請で審議するしかないという事ですね。
議長	なぜこんな事になってしまったのか。工事の期間延長というのはよくある話ですが、形状が変更されてしまっているのです。これは、今は賃借権で一時転用になっていて、その後はどうなりますか。
事務局	流れとしては、転用事業内容の変更申請をしてもらい、更に5条転用申請で所有権の移転をすることになると思います。一時転用は基本的に2年間の期限があり、最大で3年までとなっていますので進入路として利用す

	<p>るためには所有権の移転を伴う転用の扱いになると思います。</p>
議長	<p>これはもう事後承認という形になってくるということで、皆さんよろしいでしょうか。現状はもう道路になっていますし、ガードレールなんかも全てを撤去して元に戻してもらおうというのは現実的にちょっと。</p>
中村委員	<p>水路もそうですよね。コンクリを壊さないといけないし。</p>
議長	<p>まあそういう形で、この件に関してはちょっと強く指導してもらわないと。大きな企業ですから、田舎の農業委員会を下に見ているというように捉えられかねませんのでね。</p>
事務局	<p>〇〇〇〇の担当者の方も前任者から引き継いだ時にこの件について漏れていたというお話をされていました。</p>
議長	<p>それでは強く注意していただくという事で、承認申請についてはこの内容でよろしいでしょうか。もちろん顛末書は出していただいてという事で。他にご意見ある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第49号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第49号は原案通り承認可決されました。</p> <p>これについては、今お話ししたような形で処分いたしますのでよろしくをお願いします。</p> <p>(尾鷲委員 着席)</p>
議長	<p>これで議案審議は全て終了しました。それでは、続いて報告事項に移ります。事務局よりよろしくをお願いします。</p>

議長	<p>(報告事項：農地形状変更届出書について)</p> <p>これで本日の議案審議及び報告事項について全て終了となりました。それでは、他に事務局から連絡事項等がありますか。</p>
事務局	<p>(農地パトロールの報告について)</p>
谷本委員	<p>(ワイン用ブドウの栽培地を探している方の件について報告)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了します。皆さんお疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">午後 2 時 5 5 分 定例会終了</p>